事業名称	インフルエンザ予防接種費助成事業	事業種別	委託	担当部室	健康福祉部健康推進室
事務事業No.	1-1				
事業期間	平成18年度	～	未定	記入者	中村早佐

根拠法令	なし
根拠条例	亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱
必須業務の有無	無

事業の経緯	合併前から各々の方式で実施していたことから、合併協議において初年度は、旧市町の方式をそれぞれ引き継ぎ、2方式で実施。 平成18年度から、統一方式で実施。 平成22年度から対象の拡大を行い、償還払いでのみで対応していたものを、市内の医療機関での接種の場合には代理受領とした。
事業目的・事業の位置づけ（首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など）	■亀山市総合計画　基本施策の大綱　03健康で自然の恵み豊かな環境の創造 基本施策　06健康づくりと地域医療の充実　　施策　01保健サービスの充実 インフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成することにより、その接種率を高め、インフルエンザの個人の発症又は重症化の防止及びそのまん延の予防を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
事業概要 施設概要（規模、階数、建築年度など）	■助成対象者：①就学前児童（1歳未満の児童を除く）②精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳1～3級、療育手帳の交付を受けている者（以下、『障害者手帳交付者』とする）③医師がかかると重症化するおそれがあると認めたもの（医師意見書）（以下、『ハイリスク者』とする）④生活保護世帯の者⑤市民税非課税世帯の者 ■助成額： ・就学前児童（1歳未満の児は除く）、障害者手帳交付者、ハイリスク者 1回目：1,800円　2回目：1,200円 ・生活保護世帯または市民税非課税世帯の者1回目：3,600円　2回目：2,550円　（1回目と異なる医療機関で接種した場合は3,600円）　予診料：1,790円 ■助成方法：市内医療機関にて接種…代理受領、市外医療機関にて接種…償還払い ■助成回数：期間中1人1回　■助成期間：10月～翌年3月まで

	H21実績	H22実績	H23見込
使用料・手数料			
国支出金　（補助率　　　）			
県支出金　（補助率　3/4　）		466	831
その他（　　　　）			
収入合計	0	466	831
【支出】　千円	H21実績	H22実績	H23見込
人件費 正規職員 従事人数（人）	0.25	0.15	0.15
人件費 正規職員 人件費	1,917	1,100	1,097
人件費 臨時・嘱託・再雇用職員 従事人数（人）	0.12	0.08	0.08
人件費 臨時・嘱託・再雇用職員 人件費	368	215	215
事業費（予算・決算上）	4,684	6,441	7,170
支出合計	6,969	7,756	8,482
【収支】　千円	H21実績	H22実績	H23見込
一般財源充当額	6,969	7,290	7,651
対象者あたり一般財源充当額	2.00	1.74	1.82

主な事業費（H23見込） 費目	内容	金額（千円）
委託料	代理受領分	6,800
負担金、補助及び交付金	償還払い分（助成金）	370

これまでの成果

成果の内容	個人の接種費用の負担軽減が図られ、インフルエンザの発症や重症化を防止及びその蔓延の予防が図られた。				
実績指標名	助成制度利用者数				
指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　）
	人	1,608	2,377	2,657	2,675
成果指標名	接種率（助成申請者数/就学前の児童数（1歳未満を除く））				
指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　）
	%	52.1	66.6	70	70

対象者の状況

対象者名	助成対象者：就学前児童・障害手帳交付者・ハイリスク者 （H22実績、H23見込みは対象者拡大により生活保護世帯または市民税非課税世帯の者を含む）				
対象者の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　）
	人	3,481	4,191	4199	4,200
将来の動向	・国の指針より平成22年度は生活保護世帯または市民税非課税世帯の者を経済的軽減措置として助成を行ったが、平成23年度については未定。				

民間委託

委託の現状	・就学前児童（1歳未満児は除く）、障害者手帳交付者、ハイリスク者は、代理受領契約（市内医療機関にて接種）または償還払い（市外医療機関にて接種）にて実施。 ・生活保護世帯又は市民税非課税世帯については医師会に委託。
受け皿の存在	医師会
市における類似事業	■水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成事業（健康福祉部健康推進室） 対象者：就学前児童（1歳未満の児は除く）　助成方法：償還払い 助成金額：3,000円（上限額） ■肺炎球菌予防接種費用助成事業（健康福祉部健康推進室） 対象者：①65歳以上の者　②慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎不全等のため、医師が予防接種を受けることが必要と認めた64歳以下の者 助成金額：3,000円（上限額）
近隣市町の状況	■鈴鹿市 対象者：1歳～小学3年生の者 助成金額：1回目の接種費用のうち600円 ■伊賀市 対象者：未就学児 助成金額：1人当たりの予防接種に要した費用の2分の1の額（100円未満切り捨て） 3,000円（上限額）
国、県の補助金の動向	平成23年度については未定。
廃止したときの影響	ワクチンを接種する人が減少すると考えられ、インフルエンザを発症する人が増加し、特に幼児やハイリスク者については重症化する危険がある。また、個人レベルだけでなく、保育園等の集団の場でインフルエンザがまん延することが考えられる。
その他特記事項（事業仕分けにかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など）	インフルエンザの予防について、ワクチン接種以外の予防についても広報等で啓発していくことを継続していく。

事業名称	水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成事業	事業種別	直営	担当部室	健康福祉部健康推進室	事務事業No.	1-2
事業期間	平成20年度 ～ 平成　年度			記入者	小坂　聡子		

項目	内容
事業の経緯	乳幼児の健康管理及び子育て支援に関する亀山市独自の取り組みとして平成20年度から実施。水痘（みずぼうそう）・おたふくかぜは、感染力が強く、乳幼児が罹患しやすく重症化した場合は肺炎・気管支炎・髄膜炎等の合併症がある。これに対して発症及び重症化の防止のために有効なワクチン接種を推奨するため費用の一部助成を行っている。
事業目的・事業の位置づけ（首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など）	◆亀山市総合計画　基本施策の大綱03健康で自然豊かな環境の創造 基本施策　06健康づくりと地域医療の充実　施策　01保健サービスの充実 予防接種費用の一部助成を行い、発症・流行の予防を図るとともに、保護者の医療費の経済的負担を軽減することを目的としている。
事業概要 施設概要（規模、階数、建築年度など）	水痘及びおたふくかぜの予防接種に係る費用の一部の助成を実施 ・対象者　　就学前の児童（1歳未満を除く）の保護者 ・助成回数　水疱・おたふくかぜ予防接種　各1回 ・助成額　　それぞれ3,000円（上限額） ・助成方法　償還払い

【収入】　千円	H21実績	H22実績	H23見込
使用料・手数料			
国支出金（補助率　　）			
県支出金（補助率　　）			
その他（　　）			
収入合計	0	0	0

【支出】　千円			H21実績	H22実績	H23見込
人件費	正規職員	従事人数（人）	0.02	0.02	0.02
		人件費	154	147	147
	臨時・嘱託・再雇用職員	従事人数（人）	0.11	0.11	0.11
		人件費	149	149	149
事業費（予算・決算上）			2,397	2,511	2,700
支出合計			2,700	2,807	2,996

【収支】　千円	H21実績	H22実績	H23見込
一般財源充当額	2,700	2,807	2,996
対象者あたり一般財源充当額	0.97	1.00	1.06

主な事業費（H23見込）	費目	内容	金額（千円）
	負担金、補助及び交付金	水痘予防接種助成金	1,350
	負担金、補助及び交付金	おたふくかぜ予防接種助成金	1,350

項目	内容
根拠法令	無
根拠条例	亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種助成金交付要綱
必須業務の有無	無

これまでの成果

項目	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　）
成果の内容	水痘およびおたふくかぜ予防接種の接種率が増加し、予防接種の実施により、地域的な流行はあったが大流行までにはいたらず、また保護者の経済的な負担を軽減することができた。				
実績指標名	水痘およびおたふくかぜ予防接種をうけ助成をした延べ件数。				
指標の推移	人	799	817	1,000	1,000
成果指標名	1歳代の接種率				
指標の推移	%	水痘63.9　おたふく66.3	水痘71.2　おたふく72.1	水痘80　おたふく80	水痘100　おたふく100

対象者の状況

項目	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　）
対象者名	1歳以上就学前の人口				
対象者の推移	人	2,778	2,813	2,819	2850
将来の動向	4年後に向けての市の児童人口は増加が見込まれており接種者は増加する。ただ、数年が経過し、2歳から就学前の接種率が上昇すると、新たに1歳を迎える子どもが主な対象者となるため、接種者の減少が見込まれている。				

民間委託

項目	内容
委託の現状	無
受け皿の存在	無

項目	内容
市における類似事業	肺炎球菌予防接種助成事業 ・対象者　①65歳以上のもの　②慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎不全等のため 　　　　　医師が予防接種を受けることが必要と認めた64歳以下の者 ・助成額　3,000円（上限額）
近隣市町の状況	◆県内 水痘・おたふくかぜの予防接種費用の助成を行っている市町＝玉城町 玉城町　対象者＝満1歳から未就学児　助成額＝1回につき2,000円
国、県の補助金の動向	なし
廃止したときの影響	接種率が低下する恐れがあり、水痘およびおたふくかぜの流行と、ともに重症化する子どもが発生するおそれがある。また保護者の医療費負担が増え経済的な負担が増加する。
その他特記事項（事業仕分けにかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など）	

事業名称	高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業	事業種別	直営	担当部室	健康福祉部高齢障がい支援室	事務事業No.	1-3
事業期間	平成19年度以前 ～ 平成　年度			記入者	高沢　林子		

事業の経緯	平成19年度から従来のバス・タクシー助成事業を廃止し、新たな事業としてタクシー料金助成事業を開始した。 平成20年度において、助成の対象者の拡大と利用限度を増やす改正を行った。平成22年度改正においては、アンケート調査や民生委員の聞き取りをもとに、対象者を見直すとともに、1人当たりの助成額を減額した。
事業目的・事業の位置づけ(首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など)	タクシー料金を一部助成することにより、高齢者及び重度障害者(児)の外出支援を行うことで福祉の増進を図る。 総合計画5-(2)-④「高齢者の能動的な生きがいづくり活動の支援」
事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など)	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉保健手帳1、2級の方及び75歳以上高齢者で交付を希望する方に、助成券を交付している。 身体障害者1、2級、療育手帳A、精神障害者1、2級の方について15,000円／年 (ただし、じん臓機能障害の方は45,000円／年) 満75歳以上の方については、10,000円／年

【収入】 千円	H21実績	H22実績	H23見込
使用料・手数料			
国支出金 (補助率　　　)			
県支出金 (補助率　　　)			
その他(　　　)			
収入合計	0	0	0

【支出】 千円			H21実績	H22実績	H23見込
人件費	正規職員	従事人数(人)	0.08	0.08	0.08
		人件費	614	587	585
	臨時・嘱託・再雇用職員	従事人数(人)	0.25	0.25	0.25
		人件費	372	372	372
事業費(予算・決算上)			21,406	25,386	33,695
支出合計			22,392	26,345	34,652

【収支】 千円	H21実績	H22実績	H23見込
一般財源充当額	22,392	26,345	34,652
対象者あたり一般財源充当額	7	4	5

主な事業費(H23見込) 費目	内容	金額(千円)
助成金	タクシー料金助成事業乗車券(タクシー券)を交付	33,200
印刷製本費	乗車券印刷代	495

根拠法令	無
根拠条例	亀山市タクシー料金助成事業実施要綱
必須業務の有無	無

これまでの成果					
成果の内容	高齢者・障害者の移動を支援し、社会参加を促した。				
実績指標名	タクシー券交付者数				
指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値(　　)
	人	2,042	3,532	3,946	
成果指標名	タクシー券利用率				
指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値(　　)
	%	65.6	66.7	80.0	

対象者の状況					
対象者名	75歳以上高齢者および重度障害者				
対象者の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値(　　)
	人	3,087	6,462	6,768	
将来の動向	高齢化の進行に伴い、対象者や利用者の増加が見込まれる。				

民間委託	
委託の現状	無
受け皿の存在	無

市における類似事業	・事前予約制施設送迎サービス(商工業振興室) ・福祉移送サービス(高齢障がい支援室)
近隣市町の状況	鈴鹿市・・・障害者に対して助成あり(14,450円分) 伊勢市・・・コミュニティバスデマンド運行開始 玉城町・・・オンデマンド交通「元気バス」 名古屋市・・・市の公共交通機関が乗り放題となる敬老パスを、65歳以上なら、収入に応じて年1,000円～5,000円で購入できる。
国、県の補助金の動向	無
廃止したときの影響	他に代替手段がない中で廃止すると、高齢者・障害者の外出の機会が減少し、閉じこもりがちになり身体機能低下による要介護者が増加する可能性がある。
その他特記事項(事業仕分けにかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など)	たび重なる見直しにより高齢者に関しては、助成を希望する75歳以上の方へタクシー券を交付している。交付要件を75歳以上という年齢で決めており、75歳以上の方なら一律10,000円助成を受けることができる。しかし、75歳以上の方にも健康状態の良悪、車の運転の可不可、家族支援の有無、居住地域、経済状況等様々で、タクシー券の必要性に個人差がある。今後ますます高齢化が進行し、交付者の増加が見込まれるなか、個々の状況にあわせて支給することは困難である。真に必要とする方に適正な移動支援をする方法を議論いただきたい。

●タクシー料金助成事業の変遷

合併時

旧亀山市		旧亀山市		旧関町		旧関町	
寿バス乗車券及び寿タクシー乗車券交付事業		重度心身障害者タクシー料金助成事業		ひとり暮らし高齢者等タクシー料金助成事業		重度心身障害者タクシー料金助成事業	
対象	75歳以上の高齢者	対象	・身障手帳1級 ・療育手帳A （自動車税減免除く）	対象	満75歳以上のひとり暮らし老人及び満80歳以上の老人世帯	対象	・身障手帳1・2級 ・療育手帳A ・精神手帳1級
助成内容	寿バス乗車券（100円券×12枚）又はタクシー乗車券（600円券×2枚）	助成内容	1回の乗車につき630円券×36枚（3枚／月×12カ月）	助成内容	タクシー乗車券（630円券24枚）	助成内容	1回の乗車につき630円券×24枚
【助成額：1，200円／年】		【助成額：22，680円／年】		【助成額：15，200円／年】		【助成額：15，200円／年】	

合併協議における調整方針

・寿バス乗車券及び寿タクシー乗車券交付事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

・心身障害者タクシー料金助成事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

平成19年度

事業名　亀山市タクシー料金助成事業

対象者	助成額等	利用限度
①すべての世帯員が満75歳以上の者である世帯に属する者 ②身体障害者1、2級 ③療育手帳A（最重度及び重度） ④精神障害者保健福祉手帳1，2級 ※②～④（障がい者）については、自動車税の減免、重度身体障害者自動車燃料費用助成を受けている場合は対象外とすることができる。	630円券×24枚＝15，120円 ただし、②の方で、じん臓機能障害を有する者　630円券×72枚＝45，360円	1回の利用につき1枚

【平成20年度改正】

1．対象者①の改正：すべての世帯員が満65歳以上の者である世帯に属する者で満75歳以上のもの

2．利用限度の改正：3枚

【平成22年度改正】

対象者	助成額等	利用限度
①満75歳以上の者 ②身体障害者1、2級 ③療育手帳A（最重度及び重度） ④精神障害者保健福祉手帳1，2級 ※②～④（障がい者）については、自動車税の減免、重度身体障害者自動車燃料費用助成を受けている場合は対象外とすることができる。	①　10，000円 （500円券×16枚，100円券×20枚） ②～④　15，000円 （500円券×26枚，100円券×20枚） ただし、②の方でじん臓機能障害を有する者 45，000円 （500円券×90枚）	1回、2，000円

●タクシー券利用状況

【年度別実績】

年度	交付者数(人)	利用率(%)	決算額(円)	1人当
H19年度	1,216	42.9	8,127,000	6,683
H20年度	1,737	62.2	16,773,750	9,657
H21年度	2,042	65.6	20,878,830	10,225
H22年度	3,532	66.7	25,054,000	7,093

【平成21年度】

	対象者数	交付者数	交付率	金額/年	交付金額	決算額	利用率
高齢者(75歳以上)※	2,193	1,810	82.54%	15,120	27,367,200		
障害者	894	232	25.95%		4,475,520		
下記以外の障害者	810	200	24.69%	15,120	3,024,000	20,878,830	65.57%
身障(じん臓機能障害)	84	32	38.10%	45,360	1,451,520		
合　計	3,087	2,042	66.15%	※	31,842,720		

※世帯に65歳未満がいると対象外
※630円/枚×24枚、じん臓機能障害630円/枚×72枚

【平成22年度】

	対象者数	交付者数	交付率	金額/年	交付金額	決算額	利用率
高齢者(75歳以上)	5,433	3,261	60.02%	10,000	32,610,000		
障害者	1,029	271	26.34%		4,965,000		
身障1.2級(じん障害除く)	731	176	24.08%	15,000	2,640,000		
療育A	94	5	5.32%	15,000	75,000	25,054,000	66.68%
精神1.2級	117	60	51.28%	15,000	900,000		
身障(じん臓機能障害)	87	30	34.48%	45,000	1,350,000		
合　計	6,462	3,532	54.66%		37,575,000		

※75歳以上住基台帳(H23.4.1現在)　5,743人-障害者310人＝5,433人
※身障1.2級　815人＋免疫機能障害　3人－じん臓機能障害　87人＝731人

事業名称	ファミリーサポートセンター事業	事業種別	委託
事業期間	平成18年度 ～ 平成　年度		
事業の経緯	平成17年度から、地域の特性や創意工夫を活かした、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設されたところであり、ファミリー・サポート・センター事業は、同交付金の対象事業とされています。 本市では平成18年度から、ファミリー・サポート・センター事業を行っています。		
事業目的・事業の位置づけ(首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など)	世帯の就労形態が多様化する中で、安心して就労・子育てができる環境が整備され、保護者の育児への負担軽減により、仕事と育児の両立に寄与することを目的とする。 亀山市子育ち応援プラン後期計画に位置付けられた事業。		
事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など)	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望される方とその援助を行なう方との相互援助活動に関する連絡・調整を行なうものです。		

【収入】 千円			H21実績	H22実績	H23見込
使用料・手数料			0	0	0
国支出金 (補助率 一部定額)			1,081	1,088	1,036
県支出金 (補助率)			808	0	0
その他( )			0	0	0
収入合計			1,889	1,088	1,036
【支出】 千円			H21実績	H22実績	H23見込
人件費	正規職員	従事人数(人)	0.1	0.1	0.1
		人件費	767	734	731
	臨時・嘱託・再雇用職員	従事人数(人)	0.0	0.0	0.0
		人件費	0	0	0
事業費(予算・決算上)			3,234	3,234	3,234
支出合計			4,001	3,968	3,965
【収支】 千円			H21実績	H22実績	H23見込
一般財源充当額			2,112	2,880	2,929
対象者あたり一般財源充当額			11	14	14

主な事業費(H23見込)	費目	内容	金額(千円)
	委託料	子育て支援「かめのこ」への業務委託料	3,234

担当部室	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室	事務事業No.	1-4		
記入者	大平 守				
根拠法令	なし				
根拠条例	亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱				
必須業務の有無	なし				
これまでの成果 成果の内容	学校、学童保育所、習い事間の子どもの送迎の利用が最も多く、次いで保育施設開始前や終了後の子どもの預かりの利用など、保護者の育児への負担軽減につながった。				
実績指標名	会員数(援助会員＋依頼会員＋両方会員)				
指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値( )
	件	263	261	270	300
成果指標名	援助依頼状況				
指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値( )
	人	869	853	900	1,000
対象者の状況 対象者名	依頼会員数				
対象者の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値( )
	人	194	204	210	250
将来の動向	社会情勢の変化から共働き世帯が増加しており、また、勤務時間も長時間化する傾向にあるため、ますます本事業の必要性は高まるものと考えられます。				
民間委託 委託の現状	現在、「子育て支援「かめのこ」」に本事業を委託しています。				
受け皿の存在	現委託先の「子育て支援「かめのこ」」は、本事業立ち上げ当時から深くかかわっており、また、現在の250名を超える会員とも信頼関係が築かれているため、他の受け皿については考えにくい。				
市における類似事業	なし				
近隣市町の状況	県内では13市5町(平成21年度現在)が本事業を実施。県内全域での活動(援助依頼)件数は21,519件、会員数は6,585人に上ります。				
国、県の補助金の動向	次世代育成支援対策交付金の対象事業とされており、現在のところ廃止されるとの情報は有りません。				
廃止したときの影響	急な残業時に子どもの送迎を頼めなくなるなど、仕事と育児の両立ができなくなる。				
その他特記事項(事業仕分けにかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など)					

～子育て中のあなたに強い味方～

サポート・センター

アドバイザーが相互の希望をコーディネートします

依頼申し込み
援助会員の紹介

援助内容の通知
援助の承諾

サポートセンターのしくみ

依頼会員

おおむね6ヶ月以上小学6年生までのお子さんをお持ちの方

援助会員

市内に在住し当センターが実施する講習を受講した方

事前打ち合わせ
料金の支払い

その他
- 広報誌発行
- 交流活動
- 研修会
- 子育て相談

依頼会員・援助会員
募 集 中

会員登録は無料です

事業名称	一般管理費のうち広報等文書送致業務委託料	事業種別	委託	担当部室	総務部法制執務室	事務事業№	1-5
事業期間	平成16年度 ～ 平成　　年度			記入者	村主　健太郎		

事業の経緯	広報かめやま等の配布については、従前は、職員が自治会長宅に送致し、自治会で配布文書の仕分けを実施していたところ、自治会の負担軽減のため、また、配布に要する人件費の削減及び高齢者の雇用促進のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により（社）亀山市シルバー人材センターに仕分業務及び配布の業務を委託した。
事業目的・事業の位置づけ（首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など）	自治会を通じて、確実な広報等の配布を行い、行政情報の提供を図る。 総合計画前期基本計画2（5）①「情報の提供と公開」における行政情報の市民との共有化、5（2）②高齢者の就労支援　及び　2（1）①住民自治活動の促進
事業概要 施設概要（規模、階数、建築年度など）	・月2回発行される広報かめやまを自治会長宅に配布する。 ・県政だよりみえ、県議会だよりや市、市の関係団体から発出される多種多様の配布文書を1つにまとめ、自治会ごとに仕分け、括束し、広報の配布と合わせ自治会長宅に送致する。 ・月1回広報かめやま初旬号の配布に合わせ、市から発出される回覧文書を自治会長宅に送致する。

【収入】	千円	H21実績	H22実績	H23見込
使用料・手数料				
国支出金　（補助率　　　　　）				
県支出金　（補助率　　　　　）				
その他（　　　　　　　　　　）				
収入合計		0	0	0

【支出】		千円	H21実績	H22実績	H23見込
人件費	正規職員	従事人数（人）	0.1	0.1	0.1
		人件費	384	367	366
	臨時・嘱託・再雇用職員	従事人数（人）	0.1	0.1	0.1
		人件費	108	113	115
事業費（予算・決算上）			2,566	2,659	3,023
支出合計			3,058	3,139	3,504

【収支】	千円	H21実績	H22実績	H23見込
一般財源充当額		3,058	3,139	3,504
対象者あたり一般財源充当額		0.2	0.2	0.2

主な事業費（H23見込）	費目	内容	金額（千円）
	一般管理費	広報等文書送致業務委託	3,023

根拠法令	無
根拠条例	無
必須業務の有無	無

これまでの成果	成果の内容	シルバー人材センターに委託することにより、配布に要する人件費の削減になっているとともに、高齢者の就労支援になっている。				
	実績指標名	委託料				
	指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　　）
		千円	2,566	2,659	3,023	
	成果指標名	人件費削減額				
	指標の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　　）
		千円	5,715	5,700	5,238	
対象者の状況	対象者名	自治会数（自治会加入世帯）				
	対象者の推移	単位	H21実績	H22実績	H23見込	目標値（　　　）
		団体（世帯）	226(14,821)	227(14,934)	227(15,050)	
	将来の動向	市の人口増加に伴い微増				
民間委託	委託の現状	（社）亀山市シルバー人材センターに委託。 市の会議室で、平均8名で配布文書の仕分作業を行い、3名で各自治会長宅へ広報と配布文書・回覧文書の送致を行っている。				
	受け皿の存在	郵送・配達業者を利用した送致も考えられるが、高齢者の就労支援・雇用促進のため現在の委託先としている。また、仕分作業と送致とを一体とした業務を行う事業者がない。				

市における類似事業	・県政だよりみえを自治会員に送致する手数料（年12回）2,062,109円、県議会だよりを自治会員に送致する手数料（年6回）937,157円を自治会連合会に支払っている（広報秘書室）。 ・広報かめやま等配布文書を配布する事務等自治会長が行う市に関わる事務について、自治会長事務手数料として1世帯当たり110円（月額）を自治会長に支払っている（市民相談協働室）。
近隣市町の状況	・鈴鹿市（生活安全部地域課）：市職員が自治会に送致する地区と、仕分け・送致を業者に委託している地区がある（月2回） ・松阪市（広報広聴課）：市職員が自治会に送致する地区と自治会が市民センター等に受取に行く地区がある（月1回） ・桑名市（広報広聴課）、津市（総務課）：仕分け、送致を業者に委託（月2回） ・四日市市（市民生活課）、伊勢市（市民交流課）：地区連絡員が市内の各世帯に配布（月2回） ・名張市（広報対話室）：新聞への折り込みにより配布（月4回）
国、県の補助金の動向	
廃止したときの影響	・自治会に広報かめやま等を送致することができなくなり、紙媒体としての行政情報が提供できない。 ・市等から配布される文書をまとめて、各世帯に配布することができない。
その他特記事項（事業仕分けにかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など）	・広報かめやまを発行している部署（広報秘書室）と、自治会との連絡調整を行っている部署（市民相談協働室）と、広報等を配布する部署（法制執務室）とがあり、市民が問い合わせをする際に混乱する。 ・この事業では、自治会未加入世帯に配布することができない。 ・市広報及び各種配布文書を市民の方に確実に配布するためには、どのような手法が有効であるか議論してほしい。 ・情報の作成から発信までが行政情報の提供であり、市の広報に関する業務を一元化するなど、市の広報システムのあり方を検討する必要がある。